

「人的資本経営コンソーシアム」ロゴマーク使用規約

令和5年1月13日
人的資本経営コンソーシアム事務局

1. 目的

「人的資本経営コンソーシアム」ロゴマーク使用規約（以下「本規約」という。）は、別紙に掲げる「人的資本経営コンソーシアム」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定める。

2. 権利の帰属

ロゴマークに関する知的財産権は、人的資本経営コンソーシアムに帰属し、ロゴマークの使用を希望する者は、本規約に従う限りで、その使用が認められるものとする。

3. ロゴマークの管理者

ロゴマークの管理者は、人的資本経営コンソーシアム事務局（以下「事務局」という。）とする。

4. ロゴマークの使用

(1) 人的資本経営コンソーシアムの会員、オブザーバー又は役員

①人的資本経営コンソーシアムの会員、オブザーバー又は役員（以下「会員等」という。）

は、投資家、従業員又は求職者、取引先企業等のステークホルダーに対し、人的資本経営コンソーシアムに入会している事実及びその活動等について紹介することを目的として、自社のHP・開示資料（統合報告書、アニュアルレポート等）等にロゴマークを使用することができる。ただし、以下に掲げる用途・用法でロゴマークを使用することはできない。

(i) 人的資本経営コンソーシアムの活動の趣旨に反するもの。

(ii) 提供する商品又はサービスの販促等を目的として、その品質を保証・担保するかのようを用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。

(iii) 法令又は公序良俗に反するもの。

(iv) ロゴマークに変形、回転、色の変更、影付け、縁取り等の加工を加えるもの。

②会員等は、会員等としての地位を得た日以降、ロゴマークを無償で使用することができる。

③会員等は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできない。

④会員等は、会員等としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができない。

(2) 会員等以外の者

①会員等以外の者は、原則として、ロゴマークを使用することができない。ただし、人的資本経営コンソーシアムの取組の広報を目的として報道機関等が使用する場合その他の事務

局の許諾がある場合には、この限りではない。なお、4.(1)①(i)～(iv)に掲げる用途・用法でロゴマークを使用することはできない。

②①に定める事務局の許諾を得た報道機関等は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできない。

5. 使用状況の報告、用途・用法の改善、使用の停止等

(1) 事務局は、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができる。

(2) 事務局は、本規約に反する使用の実態を確認した場合は、その使用者に対し、用途・用法の改善、使用の停止等の必要な措置を取ることができる。

6. 規約の改訂

事務局は、本規約を必要に応じて、使用者等に事前の通知なく改訂することができる。

7. 解散時の扱い

人的資本経営コンソーシアムの解散後のロゴマークの扱いについては別に定めることができる。

以上

「人的資本経営コンソーシアム」ロゴマーク

本規約の規定するロゴマークとは、以下を指す。



**Human
Capital
Management**

人的資本経営コンソーシアム